

新型コロナウイルスワクチンに関するお知らせ

掲載内容は7月15日時点のものです。新たな情報がわかり次第、広報紙や市ホームページでお知らせします。

接種の際は早めの検討を

国が示す新型コロナウイルスワクチンの特例臨時接種期間（市が発行する接種券の有効期限）は、9月30日までです。接種を考えている人は、早めの検討をお願いします。接種は無料です。

※接種期間は国が検討しています。接種期間延長などの方針が出された場合は広報紙や市ホームページでお知らせします。

[実施中の接種]

- 1・2回目接種
- 3回目接種（2回目接種から5か月以上経過後）
- 4回目接種（3回目接種から5か月以上経過後）

4回目接種の接種券発行に関する届出

[届出が必要な人]

- ①3回目までの接種が完了している18歳から59歳までで、基礎疾患を有する人など重症化リスクが高いと医師が認める人
 - ②60歳以上の人で、3回目接種を完了した後に田川市に転入してきた人
- ※基礎疾患の範囲など詳しくは市ホームページをご覧ください。

注意

3回目接種時から継続して田川市に住民票がある60歳以上の人は届け出の必要はありません。

ワクチン接種は任意です

新型コロナウイルスワクチンは、感染症の発症や重症化を予防する効果が期待され、これまでの研究結果などから、それらを裏付ける報告もされています。しかし、接種は強制ではありません。感染症予防の効果と副反応のリスクの両方について、正しい知識を得たうえで接種の判断をお願いします。また、周りの人たちに接種を強制したり、接種していない人を差別したりすることがあってはなりません。

ワクチン接種について不安などがあるときは、かかりつけ医などに相談してください。

問い合わせ 保健福祉課新型コロナウイルスワクチン接種対策室
☎85-7185・☎44-2000（内線542・543）



ひとり親家庭等医療費支給制度

母子家庭や父子家庭、父母のいない家庭の子が、けがや病気で病院を受診した場合の医療費を助成しています。

対象	母子家庭の母親および子、父子家庭の父親および子、父母のいない家庭の子 ※18歳未満の子どもがいる家庭が対象 「18歳未満」とは、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの期間を含みます。
所得制限	児童扶養手当と同じ ※本人と扶養義務者の所得で計算します。
自己負担額	通院：月800円（上限） 入院：1日500円（月3,500円上限） ※いずれも1医療機関ごとの金額です。薬局での自己負担額はありません。 ※入院中の食事代や差額のベッド代、薬の容器代・文書料など保険が適用されない費用は助成の対象となりません。



※助成を受けるためには申請が必要です。詳しくは問い合わせください。

注意 8月31日(水)までに更新手続きが必要です

受給者のみなさんが現在持っている「ひとり親家庭等医療証」の有効期限は、原則として9月30日(金)です。8月上旬までに更新に関する通知書を送付します。必ず期限までに窓口で更新の手続きをお願いします。有効期限を過ぎると受給資格がなくなります。

- 更新期限 8月31日(水)
- 必要書類 ひとり親家庭等医療証、健康保険証（全員分）、児童扶養手当証書または年金証書、更新に関する通知書（8月上旬までに自宅に郵送）



◆問い合わせ 市民課保険係[市役所1階⑪・⑫・⑬番窓口](☎85-7140)